

静岡大学の学生・教職員のみなさまへ

令和2年5月14日（木）に静岡県が緊急事態宣言の対象地域から解除されたことを受け、「[新型コロナウイルス感染症における静岡大学活動指針](#)」のレベルを見直すことになりました。

現在、静岡大学は、レベル4で対応しておりますが、令和2年6月8日（月）からレベル3に引き下げ対応することとします。（ただし、（6）課外活動については、令和2年6月15日（月）からレベル3を適用することとします。）

なお、レベル3の活動指針は以下のとおりとなっております。

（1）授業

- ・在宅授業の実施
- ・感染防止措置の上、対面授業を一部実施

（2）教員・研究活動

- ・感染防止措置の上、研究活動の継続
- ・セミナー等の集合形式の活動は自粛

（3）事務職員、技術職員等

- ・感染防止措置の上、通常どおりの勤務
- ・ただし、公共交通機関を利用し通勤する者、又は、職場環境が三密状態となる恐れがある職員等は、在宅勤務等の活用

（4）会議等

- ・感染防止措置の上、対面会議を行う
- ・可能な限りメール会議又はオンライン会議を行う

（5）学生の入構

- ・感染防止に留意して、授業や研究、課外活動等のために登校が可能
- ・登校した場合も大学滞在は最短時間とする

（6）課外活動

- ・感染防止措置の上、必要最小限の時間に限り、屋外での活動及び屋外活動施設の利用が可能

みなさまには、キャンパス内での行動だけでなく、日常の生活においても感染防止に向けた行動をしていただきますよう、ご協力をお願いいたします。

令和2年5月20日

静岡大学長

石井 潔